

事 務 連 絡

平成23年4月11日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

東日本大震災の影響による経腸栄養剤（医薬品）の供給不足に伴う
医療扶助特別基準の設定について

平素より、生活保護行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、別添のとおり東日本大震災の影響により、経腸栄養剤（医薬品）について、4月及び5月は、現時点における在庫（約1ヵ月分）を含めても、全国的に最大2割程度分の供給量が不足となる状況が想定されています。

このため、在宅療養患者の方が、経腸栄養剤（医薬品）（※）のかわりに、薬事法上、医薬品としての承認を得ていない、いわゆる医療食としての扱いを受けている類似製品（以下「医療食」という。）を使用せざるを得なくなった場合、生活保護受給者の方については、下記のとおり生活保護法の医療扶助特別基準設定について、「生活保護法による医療扶助の特別基準の取扱いについて」（平成22年3月30日社援保発0330第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に準じて手続等を定めたので、管内実施機関に周知されるようお願いいたします。

※経腸栄養剤…普通の食事ができない患者のための栄養補給剤。口から行う「経口摂取」とチューブを用いて投与する「経管栄養」がある。

記

1. 被保護者である在宅療養患者（以下「被保護者」という。）について、次に掲げるいずれの要件にも該当すると各実施機関において判断された場合、医療扶助による特別基準の設定を行ったものとして差し支えないものとする。

（1）被保護者の医療の給付を委託する医療機関等において、経腸栄養剤（医薬品）が確保できないこと

（2）主治医等の意見を聴取し、以下の事項のいずれにも該当すると認められ

ること

ア 通常の食事では栄養の摂取が困難であること

イ 代替となる医療食が当該被保護者の栄養摂取等に有効であること

2. 給付手続

(1) 被保護者に対し、事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。

また、実施機関は、診療報酬明細書等の確認により、給付対象者の早期把握に努めるとともに、対象となる被保護者及び医療機関等へ経腸栄養剤（医薬品）の保管状況等を積極的に確認すること。

(2) 被保護者より給付申請があった場合、上記1により給付の要否及び給付量（1日当たり摂取量、対象期間）等を検討し、実施機関において必要性を判断の上、決定すること。

ただし、一時的な措置であることから、必要最小限の給付量とすること。

(3) 被保護者から領収書等を徴収し、医療食が購入されたことを確認し、実費相当額を給付すること。

(4) 緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められるときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。

3. 厚生労働省への情報提供

実施機関は、本取扱いに基づき特別基準を設定した場合、別紙様式により都道府県・指定都市・中核市本庁に情報提供すること。都道府県等本庁は実施機関からの報告をとりまとめ、平成23年6月30日までに当職まで情報提供すること。

4. 本取扱いについては、東日本大震災に伴い経腸栄養剤（医薬品）の供給量が不足することが見込まれることから一時特例的に実施する措置であることに留意すること。

事務連絡
平成23年4月1日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省医政局経済課
保険局医療課

経腸栄養剤の適正使用に関するお願いについて

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の影響により、経腸栄養剤「エンシュア・リキッド」（250mL 缶入）及び「エンシュア・H」（250mL 缶入）（製造販売：明治乳業株式会社（4月1日から株式会社明治）、販売：アボット ジャパン株式会社）については同製剤の缶容器を製造・供給する企業の仙台工場が被災したため、同製剤の製造が一時中断しております。

同社は、現在、製造再開に向けた準備（出荷開始は5月下旬予定）、被災の影響のなかった「エンシュア・リキッド」（500mL バッグ入）の増産、海外からの「エンシュア・H」の輸入・販売を進めております。

また、国内で代替医薬品となる「ラコール配合経腸用液」を製造販売しているイーエヌ大塚製薬株式会社においても増産を行っています。

上記のような対応により、遅くとも6月以降は震災前と同じ量が供給されますが、4月及び5月は、現時点における在庫（約1ヶ月分）を含めても経腸栄養剤（医薬品）全体として、最大2割程度分の不足となる状況が想定されています。

このような状況の下、一時的な供給量減少による患者への影響を最小限とするため、下記につきご協力をお願いしたく、貴管下の保険医療機関及び保険薬局への周知をお願いいたします。

記

1. 医療機関及び薬局におかれましては、経腸栄養剤（医薬品）の通常時を上回る在庫の保持を控えていただきたいこと

2. 経腸栄養剤については薬事法上の医薬品として承認を得ているもののほか、いわゆる医療食としての扱いを受けている類似の製品があります。
在宅療養患者等の場合には、いわゆる医療食への切り換えにより自己負担が増大することから、当面、経腸栄養剤（医薬品）については、外科手術後の患者など真に必要な患者への使用を最優先していただきつつも、入院患者でいわゆる医療食等を用いた食事療養が可能な患者については、出来る限り院内での食事療養費で対応していただくこととし、在宅患者等へ医薬品を優先的に使用することとしていただきたいこと。

3. 医療機関及び薬局においては、患者への最適な医療を確保しつつも、当面、医薬品の長期処方、自粛あるいは分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行っていただきたいこと